

パートナーシップ制度自治体間連携の開始について

加古川市では、LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消につながるため、「加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を令和5年7月から実施しています。

このたび、大阪府・京都府・兵庫県内のパートナーシップ制度導入自治体が設立する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しました。

1 連携開始日

令和6年4月1日

2 連携自治体（令和6年4月1日現在）

大阪府 12自治体

（大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市）

京都府 8自治体

（京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町）

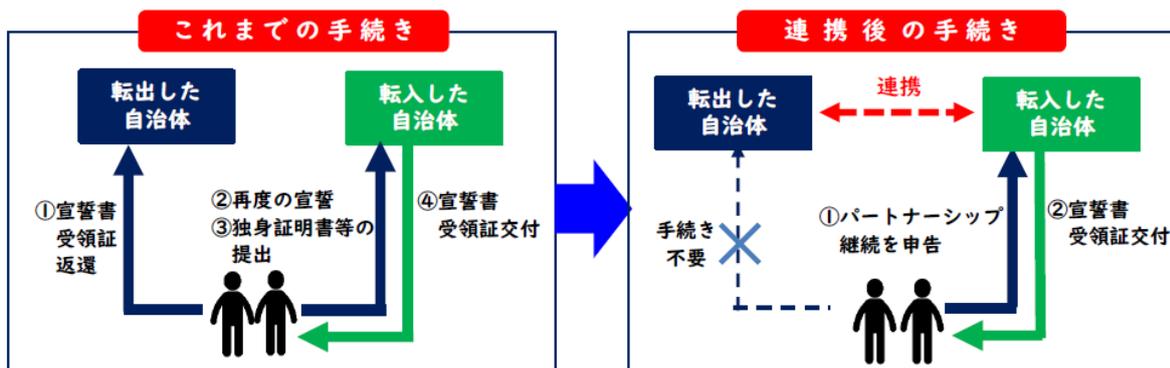
兵庫県 22自治体

（兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町）

3 連携の効果

連携自治体間で住所異動する場合に必要な手続の簡素化

（転出した自治体への証明書返還手続の省略等）



※大阪府公表資料「広域自治体間連携の御案内」より抜粋